

第七十一回 参議院建設委員会會議録第五号

昭和四十八年四月十二日(木曜日) 午前十時七分開会

委員の異動

四月三日

辞任

中村 禎二君

補欠選任

小枝 一雄君

四月四日

辞任

小枝 一雄君

補欠選任

中村 禎二君

出席者は左のとおり。

委員長 理事 委員

沢田 政治君

大森 久司君

竹内 藤男君

山内 一郎君

松本 英一君

上田 稔君

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

中津井 真君

中村 禎二君

田中 一君

中村 英男君

田代富士男君

二宮 文造君

高山 恒雄君

喜屋武眞榮君

国務大臣

政府委員

建設大臣官房長

建設省都市局長

建設省道路局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

参考人

自治省行政局選挙課長

日本道路公団総裁

日本道路公団理事

日本道路公団理事

首都高速道路公団理事長

近畿圏整備大臣

中部圏開発整備局長

首都圏整備委員会委員長

金丸 信君

大津留 温君

吉田 泰夫君

菊池 三男君

中島 博君

佐藤 順一君

前田 光嘉君

吉兼 三郎君

三野 定君

鈴木 俊一君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査

(建設行政の基本施策並びに建設省関係予算に関する件)

○屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(沢田政治君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、必要に応じて日本道路公団並びに首都高速道路公団の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(沢田政治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(沢田政治君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政の基本施策並びに建設省関係の予算について質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田中一君 最初に伺いたいんですが、道路問題です。道路というものが一体何であるかということと。道路の持つ性格、道路の持つ目的、道路というものはだれのものか。戦後二十八年たつて一かつて占領軍から日本のあらゆる国土計画というものに対するところの発言があり、そうしてそれが基本となつて今日の都市並びに全国の一応の生活基盤というものの中心となつたところの計画ができた。しかし二十八年たつた今日、道路というものの性格は相当変わったんじやなからうかと私は思うのです。もし変わらぬとするならばどうして変わらぬのか、変わったとするならばどう変わったか、そしてこれが将来、われわれの生存というものと、それから将来へのわれわれの希望あるいはビジョンというものはどうあるべきかという点について、それぞれの立場でお答えを願いたいと思つておる。

○政府委員(菊池三男君) ただいまの御質問、道路の一番基本的な問題であるかと思つておる。実

はそのお答えをいたしますには、昭和二十九年に第一次の五カ年計画ができてまいりましてから、今度第七次の五カ年計画の改定というよりなことに進んでおりますが、そのときの各一次、二次、三次という目的を見ても、いま先生のおっしゃいます道路のねらつておられます傾向というのが一番はっきりしているのではないかと思つたので、そのことについてちょっと簡単に申し上げます。

第一次のときには特に目標の記述がありませんでしたが、第二次、第三次等の段階におきましては、やはり交通情勢に対して非常に道路が立ちおかれていたから、道路の改良、舗装の整備を緊急に行なうんだというのが第二次、第三次。それから第四次になりますと、それにあわせて、「産業基盤の強化と同時に国民生活の向上に資する」ということが入つてきておられます。それから第五次、第六次と、だんだん国土の総合開発計画というものの対応ということが強くなつてまいりまして、同時に、国土の有効利用、あるいは流通の合理化というよりな、生活に結びついた内容が強くなつておられます。で、今度の第七次の場合にはさらにそれが強まりまして、生活優先の道路というよりな形が非常に強くなり、また、国土の普遍的な利用、過疎対策、そういう、従来ありました産業基盤の整備、産業道路であるという考え方から、生活道路というものが主体に変わつてきておると思つておる。

今後どうなるかということをごさいますけれども、これは私も、まだ将来のことを云々するにしたいへん基礎知識も少ないものでございましてけれども、こういう趨勢からして、やはり生活優先道路、生活に結びついた道路というものが今後ともますます伸びていくのではないかと思つて、建設省で出しております「国土建設の長期構想」と

いうところにおきましても、同じように、産業優先の道路から生活優先の道路へ切りかえて、そういうものを充実していくんだということがはつきりうたわれておりますので、今後の道路整備はそういう方向へ進んでいくのではないかと思います。

○田中一君 第七次のこの法律案、いま提案されておる法律案を見ると、おっしゃるとおりに変更しております。そうすると、いままでの第六次までの計画で行なつたところの道路というものが、今日、国民の生活に、あるいはその環境に大きな障害になっているという事実は認められますか。

○政府委員(菊池三男君) 先ほど申しましたように、道路の整備が急に進んでまいりまして、その結果、環境と問題があることも承知しております。ただ、先ほど言いましたように、第四次あるいは第五次五年計画ぐらゐから、そういう問題にも、国民生活環境との調和というふうなことも考へて進めてきておりますので、結果的には、異常な車の伸びというふうなことから確かに生活環境がこわれておるといふことは認めますけれども、これは必ずしも道路の整備だけによるものだというふうな考へておりません。

○田中一君 第一次から第六次までの行なつた事業、その事業が、今日、人間社会をおかすものである、人間社会をおかしておるものであるということになつた場合には、それじゃ修正いたしますか。修正ということばは、それは直すという意味じゃないんです。計画されているものは変更し得るかどうかという点であります。第六次までに策定した計画というものは、当然、それは第何次、何次でもって方向が違つてきております。したがつて、これは根本的に、でき上がったものをつぶしてたんばにしろというんじゃないんです。計画されたものが当然変更するべきものだという前提で、道路を、あなた方がやっている道路を考へていいですか。

○政府委員(菊池三男君) 計画されておるといふことでございませうけれども、その計画の中にも、いわゆる地域開発としてこういうような計画でいくべきであるという計画、それからそれがもっとオーソライズされました、たとえば都市計画決定というふうなもので定められておる計画、これは内容的に若干違ふと思ひます。総合的な、たとえば、将来、県あるいは地域で持つております計画につきましても、たとえば道路の通るルートが町の中を通つていたと。従来はわりあいに使いやすいようにということ、パイパス等につきましても比較的市街地から離れないで中を通つていふという例がございませう。しかし最近、そういう公害等を行くためになるべく外へ回す、あるいは環状の性格を持つた道路にしたというところで、そういう意味で計画を変へておることはございませう。またそれは当然かと思ひます。ただ、都市計画決定というふうなことになるておるものにつきましても、従来、沿道の建築の制限その他全体の町づくりがそれに基づいて行なわれておりますので、必ずしも、それがすぐ変わるというところに行くかどうかかわかりませうけれども、少なくとも今後、そういう特に拘束をされないうような計画につきましても、現在でも新しい考へ方というものに対処して変わつていっていると思つております。

○田中一君 金丸さんに何うのは最後に伺ひますから、そのつもりで考へ方をきめておいていただきたいと思ひます。

第一次から第六次、この間には、産業重点とかあるいはいろいろな時代の要請によつて計画されてきた。それから今日、第七次の策定にあつては、はつきりいつているように、沿道の環境保全に十分配慮し、道路整備と環境との調和をはかるという非常にいいお題目が並んでいるんですが、これに徹底するつもりですか。これに徹底するつもりでしやうね。したがつて、いままでの計画というものは、計画決定した、しないの問題じゃないんです。いままで実施されておらぬもの、これらの問題は当然検討するべきであるというように私は理解をするんです。計画決定しているからもうだめなんだというのではあり得ないと思ひます。

たえば、一つの問題を出しましやう。終戦直後、二十一年に占領軍は第二環状線というものを東京に——東京というか、東京の中心に命令をいたしました。そして、これに基づいてその計画を立てておりましたが、御承知のように、戦後の混乱から多少立ち直つてきた二十五年に再度これを修正した。当時は百メートル道路、それが四十メートル道路に変更された。それが二十五年です。二十五年から今日まで二十三年間、まだ何にもやっておらない。むしろ、占領軍が命令したこの計画というものを、占領軍が撤退する——撤退と申しますか、駐留軍に変わった瞬間に、以前に、これが計画変更されて、そして今日まで二十三年間、いまだに何にも手をつけな。そして、その沿道と目される路線付近の住民は、一切の権限というものを失われた結果、今日どうにもならない状態に置かれておることは局長も知つておるとおり。これは建設大臣もよく御存じのとおりです。そして、われわれの同僚の衆議院の原茂君が、この三月に内閣に対して質問書を出しております。その答弁を拜見すると非常にあいまいな表現、これは局長も知つておるはずで、答弁書いたんだらうと思ひます。これに対する説明をしてほしうと思ひます。これに対する説明をしてほしうと思ひます。二十一年に決定され、二十五年に修正、再決定されて、そして、じんぜん二十三年間いまだに放置されておる。この路線に対しては、当然、その当時決定したものであらうけれども、当然、その当時決定したものだからどこまでもやるんですと、決定した決定だ、東京都にやらすんだという意思なのか。あるいは、いままで緊急整備でいるんな計画を立てた、今日その非を悟つて、そして新しい人間本位の道路をつくるんだというところに方向が変わつた以上、これらの過去の計画そのものが当然正しなればならぬと私は思ひます。私は行政というものを信用しようとしておる。しかし、こういう事例があるとおりの問題というものは許すこ

とができないんです。この点について、これは建設大臣に伺つておきたいんですが、この沿道に、この路線内にあるところの人たちの生活というものが二十何年間どうなつておるか。行政官庁が一片の、計画決定したんだからだめなんだといつて、それを縛つておくんだというところは——水俣病にしても何にしてもたくさんあります、事例が。犯罪を犯したものが潜在して何十年という間、人間を苦しめるという判例は道路以外のものでもたくさんある。いまだにそうした事実が残されておる。計画決定だからもうどうにもなりませんというこの答弁では納得できない。建設大臣、あなたの名前を出して回答だから、質問書に対する答弁だからおわかりだと思ひますが、あいまいなことを言つて糊塗する、そして、これは東京都の責任だ、東京都が——私はこう思ひます——あらためて、これはやめるから、中止するからという意思決定があれば、これに対して審議会にかけて、その答申があれば、答申を尊重した場合、それはやめるんだというふうなことをおそろく言うたらうと思ひます。

この事実というものをどうするつもりかということ。たいへんな長い間、二十何年間痛めつけられていままでいふところの現状というものをどう考へるか。官僚諸君に人間的な心があるならば、率先して建設大臣はこういう問題に対して、どうなつておるか、どうしようとするのか、困難なら困難ではないかと指導する義務はあらうと思ひます。これは環状二号線の問題について建設大臣の答弁を聞きたいと思ひます。ただ、建設大臣は内閣に出した質問書に対して答弁しておりますが、これを越えた答弁でも一向差しつかえございませぬ。

○國務大臣(金丸信君) 原先生の質問書の問題につきましても、私も閣議で了承をいたしました。十分承知いたしておるわけでございますが、環状二号線の問題につきましても、問題はわゆる二十何年間このまま放置しておいたところの問題がある。いわゆる精神的な圧迫と申しますか、そ

とができないんです。この点について、これは建設大臣に伺つておきたいんですが、この沿道に、この路線内にあるところの人たちの生活というものが二十何年間どうなつておるか。行政官庁が一片の、計画決定したんだからだめなんだといつて、それを縛つておくんだというところは——水俣病にしても何にしてもたくさんあります、事例が。犯罪を犯したものが潜在して何十年という間、人間を苦しめるという判例は道路以外のものでもたくさんある。いまだにそうした事実が残されておる。計画決定だからもうどうにもなりませんというこの答弁では納得できない。建設大臣、あなたの名前を出して回答だから、質問書に対する答弁だからおわかりだと思ひますが、あいまいなことを言つて糊塗する、そして、これは東京都の責任だ、東京都が——私はこう思ひます——あらためて、これはやめるから、中止するからという意思決定があれば、これに対して審議会にかけて、その答申があれば、答申を尊重した場合、それはやめるんだというふうなことをおそろく言うたらうと思ひます。

う問題をどうするんだ、こういう例は一つこればかりじゃない、ほかにもあると私は思います。そういう問題は一応回答書には、東京都に十分連絡をとりながらお進捗するというような話の向きで御返答いたしておるわけですが、しかし、なかなか困難だと私は思います。いままでもかかってできないものが、なおかつ推進するといつてできるのかと、ことに民意を尊重しながら道路をつくりたいというこの時代に、はたしてそれができるかと、こういう政治判断をいたしてみますと、なかなか困難だという私は感じますが、そういうことでございますから、十分これは東京都と連絡をとって速急にこの是非を決定をいたしたいと、こう思っております。

○田中一君 道路局長、もう一べん君に質問するけれども、第一次から第六次までは目的が相当変わってきておる。いま大臣が答弁したこの事実は占領軍から命じられたものなんです。いいですか。しかし、これも計画決定してあるんだからどうにもなりませんという局長が困るんです。この作文は、おそらく第七次のこの計画の案文は君のほうで書いたと思うんです。そこで、そうなる、先ほど答弁しているように、道路というものは決して産業優先でもなけりや自動車のために広げるものでもないということ。人間社会のせめてもの生活の安定、生活の不安定というものをなくすことによつてその効果が発揮されるんだということなんです。私は最近つくづく思う。どの山へ行つても観光道路をつくる、観光道路をつくる山はだを白くして樹木を枯らしている。たとえば、いまだに解決されない問題としては日光の太郎杉の問題があります。これも建設大臣お聞き願いたいと思うんです。国道の拡幅のために日光廟の前の神橋のわきを三メートル削つて、あそこにある樹齢三百年という大きな杉の木を三十本か四十本切り倒してそこを道路にするんだという考え方が栃木県の知事の事業として提案されて、政府は許可をした。そこで日光がだいぶ問題になっておる。当委員会でも二回か三回その問題を

を論議した。そうして栃木県の土地収用委員会では、これは県が負けました。負けるところが、今度はまたそれを再度抗争をしているのは栃木県なんです。そのしり押しをしてやっているのは建設省なんです。この問題どうなったか道路局長説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(菊池三男君) 太郎杉の問題につきましては、たゞいま先生お話しのとおりでございます。一度、一審で県が負けまして、そのまま控訴をされているという段階でございます。その高裁の控訴審が、たぶん今月のまあ半ばと云つておりますが、少しおくれしておりますけれども間もなくまた結審になるかと思ひます。これはちやうどあそここの東照宮の神橋の前が非常に狭くなつておりました、まあ観光バスが相当大きいものが来て、そこで交通がふくそうするということで交通事故故に交通を防止するためには、太郎杉という由緒のある木ではありますけれども、人命にはかえられないということ切らなければならぬんじゃないかということが一番発端の原因でありますけれども、これは今度の控訴審の結果がどう出ますか、また、それによつて私も十分その結審の意向を参酌しながら考えてまいりたいと思つております。特に宇都宮まで高速道路ができて、宇都宮から日光の馬返のところまで一般の有料道路という形で、これも相当規格の高い有料道路をいま建設中でございます。あと二年ぐらいででき上がると思ひます。そうした場合に東京から非常に時間的に短くなりまして、日光あるいは東照宮というところに車で行く方々が相当ふえるのではないかと、したがうして、そういう有料道路ができませんと東照宮等につきましても相当混乱するのではないかと思ひますけれども、これは必ずしも道路側の要請だけで云々という時代ではなくなつてきておると思ひますので、そういう点もあわせ考えまして、また結審の結果を見てどうするか対処したいというふうに考えております。

○田中一君 そうすると、またそのまゝあの化けものは生きておるんだというんですか。政府は当時、何年前か、七、八年前の話ですが、この路線については代案を考へるといつて考へているんです、事実。それは全部御破算で負けられたけしからぬというんで控訴させて、使喚者が政府なんです。さして、どこまでもそれを強行するんだという考え方に現在統一している意見なんです。代替地はたくさんあります、道路の。何も樹齢三百年という木を切らななきゃならぬという根拠はどこにもないんです。ことに環境庁ができて以来、政府の姿勢は変わったと思う。ここに書いてあるのはバスで観光客を助けるんじゃないんです。沿道の環境保全、これを言っているんです。観光客の命を助けるんじゃないんです、道路というものは、道路整備の場合には、その地域の環境、地域の住民の命を守ることなんです。そうして代案はどうなつておるんですか。四つの代案があったはずで、それに対して調査をしたのかしないのか、そういうものはもう御破算にして、環境庁が言っている、今度の第七次計画に盛り込んでおる精神を殺そうというんですか。だから私は言うんです。再々言っているのは、過去に決定したものはどうしてもするんだというの考え方は間違ひです。二十八年前に決定したものが実行されないう。いまのように世論並びに第一審で政府の計画が、政府が使喚してやらせようとする計画が負け込んだ。政府というものは裁判所を信用する、そうして一審で服罪するのあたりまえなんです。行政訴訟はことにそうです。観光客云々という問題じゃないんです。三百年樹齢のものを三十本、四十本、その杉を切つていいかどうかという問題、これは心の問題なんです。道路には心があるんです。形じゃないんだ。もう一べん、大臣に耳打ちしてもいいから、大臣からひとつこの道路に對する信念というものを披瀝願いたいと思ひます。

○政府委員(菊池三男君) 先に、先ほど、ほかには計画路線があつたけどどうなつたのかという御質問がございましたので、それについてお答えいたします。

あ、太郎杉を切つて道路を広げるといふ以外に、三ルートあるいは四ルート、トンネルにするとか川の対岸に渡すとか、いろいろなことを検討いたしました。その結果どのルートにつきましてもなかなかいい結果が出ないということでございます。ただ私も、まだいま結審前でございます。そういうことに対してどうする、こうするといふことが、まだいまの段階も結審の寸前にしてそういうことを言える立場ではありませんので特に申し上げられないわけでありませぬので、考え方といたしましては、最近のそういう趨勢から、先生の言われますようなことも十分考えなければいけないだろうというふうに考えております。

○田中一君 道路局長、そのあとの代案です、代案の調査の結果、それを書類で報告していただきたいと思ひます。そうしていま大臣は、裁判は裁判、たとえ第二審で勝つたとしても、それは今日の国民の考え方、国のあり方から見て、それにそのまゝ従うということもないというふうなニュアンスの答弁があつた。道路局長は行政官だからきまつたものをやるのでしようけれども、この国会でも何という局長だったか忘れたけれども、だいたいの話だから、十年ぐらゐ前の話だから――

○田中一君 道路局長、そのあとの代案です、代案の調査の結果、それを書類で報告していただきたいと思ひます。そうしていま大臣は、裁判は裁判、たとえ第二審で勝つたとしても、それは今日の国民の考え方、国のあり方から見て、それにそのまゝ従うということもないというふうなニュアンスの答弁があつた。道路局長は行政官だからきまつたものをやるのでしようけれども、この国会でも何という局長だったか忘れたけれども、だいたいの話だから、十年ぐらゐ前の話だから――

はつきりとしてそういうことの検討をするということ
は——表輪君だったかな、言っているわけなんです
すよ。したがって、その調査がどういう形で、ど
のくらいの期間を、どのくらいの金をかけて調査
したのか、知らしてほしいのです。ことに局長
が、金がかかるのか、かからぬとかという発言を言
うはずのものじゃないのですよ。何を君言っている
のだ、金がかかるのかからぬとか。こんなむ
だな金を使っている今日の社会ではないのだ。金
がかかる、かからぬの問題は君の問題じゃない。
金はどうしてかかって——十倍二十倍とかかるも
のかどうか、その問題をひとつ、それも一緒に資
料の中にちゃんと明記して出してほしいと思う。
○政府委員(菊池三男君) 先ほど申しましたよう
に代案が三本か四本ございます。それにつきまし
ては費用がどのくらいかかるとかいうことも全部
出ておりますので、後ほど書類で提出いたしま
す。

○田中一君 日光の駅からお宮までの間は、これ
は車の乗り入れをさせない道路にしなければなら
ないのです。歩道専用にしなればならないので
す。どの神社仏閣でも名所でも車がごんごん——
その神橋なんというの、ずいぶんこれは有名な
な、民族的な——民族的と言っている、日本の大
ぜいの心の中に残っている一つの名所です。その
橋をわきに持っていく、そうしてそこに大型バ
スがごんごん乗り入れることのできる環境なん
というものは世界じゅうどこにもないのだよ、君。
たとえばアメリカなんというところはあまりたい
した風光明媚なところはないけれども、グラン
ド・キャニオンに行ったら、その周辺は自動車
で行けない。グランド・キャニオンのあの遺跡、
偉観というものは馬で歩くのです。馬で。徒歩で
行くか馬で行く以外にないのです。このように自
然を守っている国は、先進国どこでもそうなん
です。いままでずっと江戸から続いている日光街道
の杉なんというものは死滅しちゃっている。一部
分形骸が残っているところもある。しかし、あの
家並みの神橋までの道というものは当然自動車と

いうもの、乗りものを入れないこと、これが本物
なんです。観光バス云々なんということ、次元の
低い考えを持って時代を知らないという道路行政
というものは認められないのです。その点はどう
ですか。これは道路局長、心を入れかえてほし
い。現在のわれわれ社会というものを、新しい認
識のもとに道路行政を担当しなければならぬとい
うことに気づかぬだろうか。真剣に答弁願いた
い。

○政府委員(菊池三男君) あるいは私ことばが足
りなかつたかと思えますけれども、実はあの太郎
杉のところは観光バスが多いのではなくて、
実はあの上のほうにも舗装地区に部落がございま
す。ふだんでも相当東照宮を見てそのまま日光へ
上がるといふ車がたくさんございます。したが
いまして、東照宮だけでしたら、あるいは歩いて
云々ということもできるかと思えますけれども、
そういう通過交通——通過交通といいますが、東
照宮を見てさらに日光へ上がる車もあると思いま
すので、やはりやるとすれば、何かあの道路にか
わるべき広い幅の二車線あるいは四車線の道路が
要るのであるという前提で代案を考えたいわけ
でございます。したがって、その代案も、地形上
からはほとんどがどのルートを通っても相当なト
ンネルになると思えますけれども、そういうよう
な形でそういう大きな交通を抜こうとしたわけ
であって、しかもそれが、必ずしもお金が高いから
やめたということではなくて、やはり一つの案で
いきますと、対岸のあそこにあります金谷ホテル
の下をトンネルで抜いていく。そして、その先に
またそこに橋梁をかけて大谷川を渡らなきゃなら
ないというようになりまして、やはりそこ
で相当山も切らなきゃいけませんし、また、あそ
こに新しい橋が、神橋に並行した——こつちか
ら、手前から見ますと二重になったような形で新
しい橋が出てくる、また、その神橋の風景もわざ
とじゃないかと、いろんなそういう考え方を総合
的に考えて、その代案はむずかしいだろうと申し
上げたわけで、あるいは先生おっしゃいますよう

に、もうそのところはあまり交通が通らないとい
うことであれば、それも一つの考え方ございま
すし、また、私どものほうも、もしそういうふ
うなことになれば、交通の状態を見ながらやはり
対処すべきことが出てくれば何か対処するような
形で進んでいきたいと考えております。

○委員長(沢田政治君) 太郎杉の件のほかに田中
議員はもつとたくさん質問あると思えます。だか
ら、これに区切りをつけたいと思うのです。とい
うのは、この委員会でも一回取り上げられているわ
けです。当時の坪川建設大臣も、裁判という問題
じゃなく、やはり議員に言われたこともよくわか
る、自然を守るといふこともよくわかる、だか
ら、皆さんの言うような趣旨に沿って努力したい
と、こういうように約束しているわけですよ。こ
こでね。その後また控訴しているわけですよ。こ
ろが、いま金丸建設大臣は、裁判は裁判だ、代案
でやりますということを明確にしたわけだ。ここ
でね。そういうことでありますから、少なくとも
も、裁判がかりにまた再び政府が負けても、これ
はもう控訴しませんね。その点ははっきりしても
らわなくちゃいかぬと思えます。代案でやるとい
うことははっきりしています。しかし、また、そ
ういながら控訴するかも知れませんから、
しませんね。

○田中一君 なかなか言いにくいこともあると思
うけれども、それは金丸さん、はつきりおっしゃ
い。そして、あそこを車を通さないことです。全
然、何といえますか参道の古い家並みあります
ね、あれを残すことなんです。ああいう家並みを
残す、それ以外にないんです。日光というものは
橋や陽明門ばかりじゃないんです。あの町全体が
よい環境であり、また、それを残すべき貴重な
文化財です。その意味で建設大臣が言っている
まわらないですよ。

○國務大臣(金丸信君) 先ほど来から申し上げた
とおりの私は考え方で臨んでいきたいと思いま
す。ただ、あの中へ自動車を入れるとか入れない
という問題は、代案をつくることによって、そう

いう問題も出てくることでありましようし、それ
は地元と十分話し合って検討したい。裁判の問題
については、勝とうと負けようとして代案でいく、こ
ういうことで御理解いただきたい、こう思いま
す。

○田中一君 どうも第七次計画に入ってしまうと
法案の審議もありませんから、あまり触れないで
きたいと思うのですが、ただ、ガソリンの消費高
というものは鈍化しているというように聞いてお
るのですが、それはどういうことになっていま
すか。自動車によるガソリンの消費量、その点、
ちよつと財源のことについて説明してほしいと思
います。

○政府委員(菊池三男君) ガソリンの消費量が鈍
化しているということよりはガソリンの消費量の
伸び率が鈍化しているということでございます。
ちよつと私いまここに手元に資料を持ってきてお
りませんけれども、数年前までは毎年のガソリン
の消費量の伸び率が一四％あるいは一三％——一
五％ぐらいのときもございました。ぐらいいであ
ったのが、ここ二三年ぐらいは大体一〇％ぐらいの伸
びであります。自動車がふえておりますのでガソ
リンの消費量そのものはふえておりますけれども、
伸び方が減ってきておるといふことでございま
す。

○田中一君 そうすると、ガスのほうはどうです
か。ガスのほうは相当ふえているということでは
か。プロパンガスのほうです。

○政府委員(菊池三男君) ちよつと手元に資料
を持ってきておりませんので、ちよつとそれお答
えいたしかねます。

○田中一君 将来ともに一般財源を相当投入しよ
うというこのかまえ方、ことしから出ていま
すね、それが。そうすると、十九兆五千億というの
は、仕事の量からいうと——四十七年度の出来
高、実際の量ですよ、量としては比率はどれくら
いになります。たとえば一兆円でいままでこれ
れできた、四十八年度以降は一兆円でどれくら
いできるわけですか。

まして昭和四十一年の七月に都市計画決定をいたしてあります。昭和四十四年から四十五年にかけて用地買収をいたしまして、四十六年度完成という目途に、昭和四十五年の七月に地元工事の概要を説明し、協力をお願いしましたところ、この鳥山住宅団地に接近しているというところから、地元住民から反対運動が起こりまして、約八百メートルの区間につきましては、遺憾ながら工事昭和四十五年八月から中止をせざるを得ない状況に立ち至りました。自後、現在まで約二年半の間、当公団と東京都、都の住宅供給公社、地元の対策協議会、この四者で話し合いを進めてまいりまして、本年三月にも会合を開きました。

当公団といたしましては、先ほど局長からお話ございましたように、考え得る最善の案といたしまして、まず団地内につきましては騒音防止施設として道路をおおるフェネルターを設ける、それから、こういうふうな道路構造によって居住環境が著しくよくなる住宅につきましては、東京都住宅供給公社と協議の上、居住者の移転をお願いする方法を考えるという提案をいたしました。これに対しては、地元の方々から、これを裏づける資料の要求がございましたので、公団といたしましては目下資料整備中でございまして、近く資料によりまして再提案をすることにいたしております。今後につきましては、ただいま局長からお話ございましたように、国道の二十号線が非常に交通が渋滞しておりますし、また沿線の住民の方々にもたいへん御迷惑をかけておりますために、こういうふうな状況を改善するためには、一そう公団としてこの地区における道路交通の打開のために、また、いまお話しございましたように、この地区の外、あるいは内からここを通過して交通する方々、たとえば東京都の三多摩地区とか、あるいは山梨県の方々から早くつくられるという要望もございまして、この鳥山地区における新しい提案に基づきまして地元の方々の御了解を得て、さっそくにも工事に取りかかりたいと考えております。われわれは、こういうふうな問題がこ

のほかにございませうけれども、誠心誠意案をつくりまして、地元の方々や協議を進め、その御理解を得た上で道路をつくりたい、そのための最善を尽くす所存でございます。

○田中一君 問題は、当初からあれが結ばれるんだという計画にあっては聞いておるんです。これに対して計画決定なり施工命令なりというものがおくれる行政面の欠陥からあつた問題が起きるんじゃないかと思うのです。たとえば住宅供給公社があれをいつ建設したか。少なくとも中央道なり首都高速道路なり、これを築造しなければならぬという案が出たのは非常に古い話なんです。その場合に路線としておおむねこの辺だということになるならば、住宅が建つ前にそれに対する手当をすべきだと思つたのです。その決定と命令がおおれてくるから、実際施工する面のほうではそういう困難にぶつかるといふことだと思つております。その点の経緯はどうなつておりますか。

そうして、形から見れば、どうも道路公団は道路公団で、自分の計画で自分の守備範囲はこれだといつてやつてゐる。首都高速は首都高速で、あとから、何年かたつてから施行命令なり決定が出て、おまえの区分はこれだといわれたからそれをやつてゐるのだというふうな非常に統一されないばらばらな計画なり命令なりが出てゐるのじゃないかと思つてゐるんです。こういう事例も事実知つてゐるんです。こういう事例も知つてゐるんです。常にある接点の問題、それはどういふことになつてゐるか、一べん正直に話してほしいのです。計画決定とそれから施工命令というふうなものがあるのか、一べん正直に話してほしいのです。計画決定とそれから施工命令というふうなものがあるのか、一べん正直に話してほしいのです。

○参考人(三野定君) この中央道と鳥山北住宅でございまして、鳥山北住宅というものを一団地の住宅として都市計画決定をされております。で、この地区につきましましては、中央道は昭和三十七年に基本計画がございまして、三十七年の五月に整備計画がございまして、施工命令をちょうだいいたしましたわけでございます。ルートもほぼその当時きまつておつたわけでございます。当時この

近所はまだ開発されていない部分でございまして、将来の開発をおもんばかりまして、いい環境づくりという意味で都市計画の御指導を得ることになりました。東京都のほうでその辺の計画調整をさせていただいたわけでございます。一方、鳥山北住宅は昭和三十九年の十一月に事業認可が得られまして、まあ整備計画よりもあとになるわけでございますが、四十年の三月に工事に着手をされてございまして、第一次の人居が四十年の二月ということになっております。で、都市計画の手続にいろいろ時間がかかりまして、中央道のほうが都市計画決定ということになりましたのは、その年の七月三十日でございます。ここにまあ正式の計画決定という行為がなかつたという理由からでございます。第一の人居の際には中央道の部分はまだ空地になつた図面で募集がなされておりました。このところが中央道の鳥山地区の問題の発端となりまして、知らされていなかったというところをたいへんおこられたわけでございます。住宅公社のほうでそういうふうな説明をしていなかったということでございます。第二次からは道路が入つた図面で募集がございまして、問題はこの第一次のところにあつたわけでございます。私どもの具体的な路線発表は四十一年の十月ということになりまして、都市計画決定のあとにいたしたわけでございます。この辺のいわゆる計画決定、それから事業の関係はただいま申し上げたとおりでございます。

○田中一君 そうすると、行政上の欠陥からそういう事態が起きたということになるわけですね。路線をつくることはその前に決定してゐるのだ。住宅供給公社だつてこれは公共事業です。したがって、同じ公共事業を行なうものとして、この意思の決定が、意思が別々になるということはないと思つたのです。どちらにその責任があるかというところ、道路用地として確保しなかつたということと、その点はどうなんですか。

○参考人(前田光嘉君) 道路公団の用地につきましては、毎年その事業年度の取得計画をつくりま

○参考人(三野定君) この都市計画の事務的な決定の前ではございませうけれども、計画はお互いに調整が済んでおります。道路敷地ということにはつきりしてございまして、この用地取得のどの問題も私はないと思つております。一たん私どもの用地の部分も住宅公社のほうで一括取得をされまして、私どものために取つていただけておつたわけでございます。したがって、用地取得の問題ではなくて、むしろ、この当時はやはり道路の環境問題に対する、まあ社会的な認識、私どもも含めてまだ十分にわかつていなかった、そういう意味で住宅と道路の関係がどうも設計がまずい形になつたというのが今日の結果を招来したのではなからうかと、こういうふうな考へております。

○田中一君 この秋の補正予算の国会のときでしたけれども、道路公団の広島へ私行ったことがあつたんですよ。あそこで、あの辺の用地の問題をいろいろ聞いてみますと、とうてい仕事ができないうらんです。奥地も、乱開発よりも買い占められてどうにもならない。この場合どうするかというところ、これは計画変更の承認を受ければ、かりに十キロやるやつが、その金でもって一キロしか使えない場合には一キロでもいいんだというふうな答弁を道路局長はしておりました。そういう、いまのような形で今後とも道路の用地に対する用地と道路の関係ですけれども、予算を使つていこうとするのか、あるいは実施計画というものは必ずできるんだという計画で行なおうとするのか。どうもどんどんどん勘定みたいな気持ちがないわけなんです。あとは政府が認めればいいんだということになるのか、その点はどうなんですか。これは道路公団がいま東北にしても中国道にしても数々の仕事をやつておられますけれども、用地の取得というものはもうきまつてゐるのかどうかというところなんです。計画どおりにきまつてゐるかどうか。

して、予算をそれに充当してやっておりますが、現在までのところ御指摘のように、地区によりましては、やっぱりかなりの幅の地価騰貴もございませうけれども、全体といたしましては、われわれの想定したおりの取得が行なわれてきております。われわれも土地を買収いたしますときには政府の方針に従いまして、客観的な鑑定評価、近傍類地の価格を算定しておりますので、そういう見積もりをやっておりますと、そのとおりやっております。ただ全体の事業経過を見ますと、数年前に立てた総事業計画の中で、用地費が上がっておりますか、あるいはまた当初考えなかった以上に、たとえば二車線を四車線にするとか、こういうふうなこともございまして、総事業費から見ますと、かなりの額の事業費の改定ということをお願いせざるを得ないものでございまして、状況でございます。

○田中一君 道路局長、それでいいの。もしも部分的に取得ができないという場合の予算措置はどういうことになるのか、計画を変えれば事業費のうち用地費に繰り入れができるんですか。

○政府委員(菊池三男君) これは用地がもしできなかった場合には、事業費の変更をして工事費に繰り入れることは可能でございます。

○田中一君 首都高速道路公団もそういうケースでやっておりますか。あなたのほうはあまりそういう問題はありますか。

○参考人(鈴木俊一君) 私どものほうにつきましては、いまお話しに出ましたような、何といいますが、極端な事例といえますか、そういうようなものはあまりございませんでした。年々の予算のワタの中で適宜事業量を調整いたしておるというふうなケースでございます。

○田中一君 そこで今度、中央道の問題ですが、中央道はあとの二車線はいま工事やっておりますか、どのくらい進んでおりますか。

○参考人(三野定君) 中央道の調布八王子間は当初から四車線でやっておりますが、八王子から西が御承知のとおり二車線で当初つくられており

ます。その後、交通の一番多い八王子から大月までの区間につきまして拡張工事を現在実施中でございます。これは相模湖を境にいたしましたので二つの時期に分けて着工をいたしましたので、最初の八王子から相模湖に至ります間は四月二十日に完成をいたしました。四車線で供用を開始いたします。残りの相模湖八王子間につきましては本年の十二月というふうに予定をいたしております。そういうことで順調に工事は進んでおります。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、この幹線の高速度道路がもう四車線にだめだということですが、ことに中央道、一番初めの仕事でありましたけれども、これはもうどうしてもいかぬといったら、用地だけでも、金がなかったから買っておくのだという、用地だけ買っておいた。もう六車線にしなければだめだということになるかと思うのですが、その点はどうか。今後の幹線高速度道路というものはどういう規模のものにしなければならぬかということなんです。たとえば車がいろいろからこするのだという以前に、こうしなければ衝突事故等人命にかかわる事故が多発するから、この構造にしなければならぬのだということが先行しなければならぬと思うのです。その考え方が、したがって、たとえば東名高速度道路にいたしても途中でしか六車線じゃない、あとは二車線になっていく。カーブの多い、あるいは勾配の強いところが二車線になっていく。中央道も同じことなんです。したがって、今後の考え方としては六車線を原則とするということぐらいにならないければ、車は通らぬだいたい、安全運転できれば、その点はどうか考えていますか。

○政府委員(菊池三男君) 四車線の道路より六車線の道路のほうが非常に望ましいことであらうと思えます。ただ、安全の考え方からいいますと、二車線道路と四車線道路というものはこれはもう対面交通であり、二車線は非常に危険である、四車線ならばそれは非常に安全性が強くなっております。四車線と六車線の道路につきましては、

その点についてははほぼ同じで、どちらかといえますと、キャパシティ——量の問題であらうかと思えます。したがって、ただいまの計画におきまして、将来の交通の予測をいたしまして、六車線にすべきところは、すでに用地を六車線手配し、暫定的に——これも当初から、先生のおっしゃるように、あいておいてもいいんだからということでも六車、当初からつくってしまえばそれが一番よろしいわけですが、やはりなるべく全国的に使ってもらえるようにということになりますと、どうしてもやはり延長を延ばすことも考えなければいけない、延長を延ばすことばかりではいけませんけれども、そんなことで、どうしても六車線は暫定四車線であるという形で進んでおられますので、なかなか将来、全部六車線ということにはむずかしいのじゃないかというふうに考えております。

○国務大臣(金丸信君) 私は高速自動車道路というものは、二車線では高速自動車道路とはいえない、最低限四車線なくちゃいかぬという感じがいたしております。中央道のお話が出たわけでございますが、私も中央道で出入りをいたしておるわけですが、全く二車線のところは危機感を感じておるといふ状況からいたしても、最低限四車線にすべきだという私は感じをいたしておりました。まあ、いま先生は六車線というお話もありましたが、六車線にできればそれにしたことはないんですが、これを広く全国に利用してもらうという意味では、最低限四車線というところとがいまの財政——それでなくても二車線でも延ばしたいところとございまして、私には、四車線であることが最低の高速自動車道路の規模だと、こう考えております。

○田中一君 道路というものは、平和なものなんです。だから、自衛隊に金を使うくらいならば、どうしても道路は六車線にしなければならぬのだって道をちゃんとつくっているんです。自分の道を

知っているんです。あるんです。人間の生活に一番必要なものといえば、やっぱり根幹というやつは道路が一番必要ですね。そうすると、もうあなたが六車線を原則としようというぐらいいなまえ方を持った建設大臣であってほしいと思っております。ドイツのアウトバーンは、これは戦争道路でありましたが、日本の道路は、全部、国民の平和のための道路なんです。たとえ四車線であっても、一台の車が事故を起こした場合には、もう一車線があるからいいなんというふうなものでなくて、最近の車というのは大型化しているんです。何か事故や故障があってもはみ出してしまわぬです。そのくらい大きなものなんです。金丸さん、六車線をこれから必ず原則とするような方向にこういう回答をすると非常に幸いだと思っておりますが、どうですか。

○国務大臣(金丸信君) 十分検討してみたいと思っております。

○田中一君 かつて多摩川の土手に、河野建設大臣があの土手に住宅群をつくりたいといつて提案したことがありました。これは全く、もうあげてこれをたたきつぶしました。なかなか河野一郎という人は、ああいう性格を持っていますけれども、悪いと悟ったらすぐにやめる人です。で、やめるといつてやめました。そうすると、今度はその下に外郭環状線をつくらうという思想が並行して生まれてきて、今日、もう何年になりますか、いまだにそれに対する結論が出ておらないというのが今日の現状です。私は首都圏というものを考えてみる。東京が首都であるという考え方を詰めてみる。そうして、一億人の人間のうちの、一千万以上の人間がこの東京——東京周辺に三千万人ぐらゐの人間が生活するわけなんです。よい環境を求めながら。そうすると、もはや東京の環境線というものは、もっと大型にならないければ、われわれの生命なり、あるいは健康なりは守れないという段階にきていると思うのです。車がどんどんから、交通が激しくなるから道路をつくるんだという考え方は、これは捨てべきです、いまの

段階では、将来の東京、将来の首都圏、この構想に立つ道路網の建設が当然、想定されなげなかりない。

私、いろんな資料を持っておりませんが、二十世紀の道路なんというものを勉強している人たちがいます。これには、あなた方建設官僚も非常に尊敬している鈴木雅次さんなどもメンバーで参加しておりますが、外郭環状線がいまだに全線の事業計画決定もしておられない。これで、いままでの歴代の大臣の答弁集、これに対する答弁集を集めてみると、こうなっておるんです。一番最初は瀬戸山三男君です。それから次に橋本登美さん、西村英一さん、保利さん、坪川さん、根本さん、西村英一さん、もう一べん。現大臣と、この方々の答弁集、なかなかおもしろいです、人間的なものをはつきり出ていまして。たとえば保利建設大臣は、「実は私もこの陳情を直接伺いました。写真も拝見しました。はて無理だなどという感じを、ありていと言っておるわけでございます。」

という答弁をしている。根本建設大臣はこう言っている。地元住民に非常な反対があるのを、住民の意向を無視してやらない、話し合いの場を設けて解決をする努力をすること、少なくとも従来からの八環のような公害はない、地元地域の住環境も改善され、地区全体の改革になること、という一つのプロジェクトを持って話をしていくことが現在妥当なのではないかと私は思うと、こう言っている。金丸さんは「読んでいいでしょう。非常に国民のための道路政策を考えての、これはいいですか、もう一べん言いますよ。県、市町村、それに住民、これが一体となって反対するような道路なり、計画はよろしくない、建設をやめよきだと言っているわけですね、あなたも、それこそそういう考え方でやっていかなきゃならぬということなんですね。そして「道路をつくらないために、東京あるいは六大都市に非常に悪循環を来たして、おるといふ傾向があると思うのです。その悪循環を来たすという道路を、いやがるものをなおつてくるといふことについては、これは考えなくちゃ

ならぬだろう。」「県、市町村、そして住民がまっぴらごめん、どういふことであらばこれはとらあえず取りやめるべきだ、どういふふうか考えております。」「これは金丸さんの非常に尊敬すべき発言なんです。そこでこの問題は、前段の環状第二号の話、これを結論づける伏線じゃないんです。ああいうケースもある、このケースもあるというところを言っているんです。そしてこれは、幸いに埼玉県知事は、私の仲間であり、かつまた非常にかわいがっている男がなりました。埼玉県では一部用地の取得をしたというのを聞いておりますが、これは道路局長、どうなんですか、用地の取得をしたというのを言っておりますが、

○政府委員(菊池三男君) 埼玉県内におきましては、この外環がすでに事業化されております。十七号の新大宮バイパスから、いまのところ千葉の市川のところまでが国道二百九十八号線というところで国道の認定をいたしまして事業に着手しております。ただいまお話しのように、埼玉県内におきましては一部用地の取得は終わっております。これはまだほんの一部ではありますけれども、取得は終わったところがあります。

○田中一君 しかし、まだ事業決定してないところがありますね。

○政府委員(菊池三男君) それでは、ちょっと全般について申し上げますけれども、この外郭環状道路は、東京の湾岸道路を除きまして、全部で、大井埠頭からぐるっと一周いたしまして八十六キロございまして、そのうちまだ都市計画……。

○田中一君 道路局長、君よりばくのほうが詳しくなから説明しないでもいいよ、そんなことは。そんなことはいいいんだよ。

○政府委員(菊池三男君) それでは、もっと簡単に申し上げますと、都市計画決定をしていないところが和光と多摩川のところと二カ所ございまして、

○田中一君 もう金丸さん、この道路では同じことを繰り返すんです。十キロ、二十キロぐらい先

を、神奈川県のほうから迂回するという道路にしなければならぬと思うんです。そして高速道路がたくさんできます。たとえば東名がでさ上りがあった。中央道ができる。関越も通る。それから東北道も通る。こうなると、このゲートあるいはランプに結ぶような計画にならなげなかりないと思うんです。都内の道路というものは、これはもう何にもならない。同じことを繰り返す、同じことを繰り返すんです。それも八環との距離も非常に近いところがある。もつと大幅に広げることです。道路がたくさんあれば何でもいんだというのじゃないんです。先住民がいるわけなんです。人のいないところにつくりなさい、先に計画を。ただ反対するから云々じゃないんです。首都圏における道路はかくあるべきであるというビジョンがなくちゃならぬんです。どうも行政面では、車が多いから道路をつくらせて、これに逃がすんだとかいう考え。もし、しいて申すならば、いまま申し上げたように、厚木から八王子に抜け、八王子から川越に抜け、これが大宮に抜けるという、この道路をまずつくる、そこに逃がしておく、車を。そこから出発して再検討すべきだと思わんです。それを先に検討をすぐやる。都心の外郭線などは外郭じゃないんです、もう、同じことを繰り返すのです。だから地域住民は必死に反対します。当然ですよ。反対しなげなかりぬのですよ、こいつは。こういうことを何年も何年も繰り返しておるといふところにどうにもならないものがあるんです、建設大臣、これは凍結しようじゃありませんか、この問題は。そうして部分的に事業を開始しているという、つばきを付けて、こうなっているのだということじゃない形ではない。八環だつて現にそうでしょう。八環ですらまだ満足じゃない。この外郭線というものは、たしか河野構想から出発したのじゃなかったかと考えておられますけれども、これはどうしても、この問題だけはきょうこの辺で休止符を打つということにならなげなかりないのです。

菊池君、君、大臣に何ぼちよぼちよ言ってるんだい。大臣は大臣の政治家としての信念を持っているよ。こんなものを言っているんじゃない、君は。建設大臣、これは一言の結論でいいんです。いま、あなたが衆議院で答弁してきているように、もうこの辺できめなければいかぬ。用地買ったり、まあ埼玉県は通過道路はあつても自分のほう幹線道路がないから、ほしいと思うんだらうけれども、もう私は、畑に話をして、これはもうやめる、実際やめると言います。そうして当然、国が、通過する道路でなくちゃつくないというんじやなくて補助工事で幹線道路つくるってやりなさい。埼玉のほうに、埼玉は社会党の知事だからいけないというなら、いけないならいけないといつてみたつてかまわない。もうこの辺で休止符を打つ、凍結する、計画決定、だから、しなければならぬんですというところだけで済まない。もう一べん建設大臣、さらに前進して、あなたの信念を言っていただきたいと思う。あと始末はそこにいる官僚連中がするんですから、行政官がするんですから、御答弁願いたい。

○国務大臣(金丸信君) 外郭環状線の問題につきましては、私も建設委員長をやっている当時から何回か陳情を受けたわけございまして、当時のいわゆる構想によつてやっていると、当時の私は、私もうまくないということ、建設省にあるいは大臣に陳情して、これはこのような状況でやるべきじゃない、こういうお願いはいたしたわけございまして、先生御案内のように、私が釈迦に説法のようなことを申し上げて恐縮ですが、放射線状に入ってくる道路が環状線によつていわゆる交通の円滑をはかるという点においては、この外郭道路が必要であるということだけは思うわけございまして。ただ、地域住民のいわゆる意向を無視してやるわけにはいかぬ。

そこで私はまあ一つの提案でございますが、ひとつ全部地下の中にもぐらしちゃたらどうだろうか。それでもだめだ、こういうことであらば、これはまた一つの話し合いです、一回地下へ全部もぐらしてしまふ、こういうような考え方で、

道路に金がかかってもいい、こういうことで、ひとつ考え方の基本を変えて全部もぐらせる、こういうような考え方でいったらどうか、こういうことで私は道路局長にもその話はいましておるわけですが、そういうことで話し合いがついてよろしいということであれば、これは前向きにやる、それもだめだということであればまた考えなくちゃならぬ問題であります。私は住民の意向を無視して道路をしゃむにつくるといふようなことは絶対にいたしたくない。あくまでも対話のある道路をつくってまいりたい、こういうふう

に考えております。
○田中一君 一つの考え方でありましようが、かつてこういうことがあったんです。中央道つくるときに、あなたも知っているとおり、赤石山脈を直通しようじゃないか、こういう考え方を出しました。約八十キロの隧道をつくらなければならぬというので、困難だということに技術的になつたことがあります。八十キロ隧道というのが世界にない、モンブランの隧道が何キロぐらい——十二キロぐらいだったかな、たしか。道路局長知らぬかい、ぼくは通つてみたけれども、二十二キロぐらいあったかな……。

○政府委員(菊池三男君) 十キロです。

○田中一君 十キロか。その程度のもので、あすこの中央道の摩耶山じゃない、何と云つたかな……。

○政府委員(菊池三男君) 恵那山……。

○田中一君 恵那山は何キロあったかな、あすこは……。

○政府委員(菊池三男君) 八キロ……。

○田中一君 八キロ。そうすると、もう八十キロ隧道というやつはちょっと夢のようなものでありまして、なかなか困難じゃないかと思つてます。これはまあ、しかし優秀な技術者がいて、それが可能だと大臣に答申すれば、それは一つの考え方です。ただ、これに固執することであつちやならぬということ。もっと外教に持つてこなきゃだめじゃないかということ。……。

外教に厚木のほうから高速道路でもつていくというふうな道路をまず先行しなきゃならぬということ。詰まるからこうだ、詰まるからこうだというところは、行政のうちの落第生なんです。田中角榮君、日本列島改造論なんていう一つのものを打ち出しているけれども、ここに大きな首都圏というものにまたがるころの、大きな障害のない、国民全部が喜ぶというふうな道路をつくるころのほうは先行しなきゃならぬということ。……。

表へまずつづいて中へ順番に持つていこう、それがいい。したがって、環状二号線も、これはもう遺物の、道路の動脈というものは、まず完成しつづいて、道路の動脈を結んだ大きなものにするところの高速道路を結んだ大きなものにするところの考え方できなきゃならぬと思う。それが先行する。だから外教線というものは凍結をする。計画決定してあるんだからといって、それにどこまでもしがみつかないで、よりよく首都三千万の住民の平和と繁栄というものを考えてやるという構想が先行しなきゃならぬと思つてます。

いまお話しした論議、これも一つの考え方です。しかし、技術的にどうかという気持ちで、私はいままでの例からしてするんです。そうすると、隧道の方向を、二、三年でも、五年でも、十年でもいいから考えて、一べん検討してみたい、一つの考え方ですから。しかし、それ以前に、大きくすべての交通を逃がす道路を計画していただきたいと思つてます。これはおそらく百五十キロぐらいになると思つてます。いいではないですか。もう首都圏というものは近過ぎるんです。首都圏というものはもう一つなんです。これに中央には山がございまして、山を避けてもよいし、隧道を抜いてもよろしいし、大きな円をかいて持つてくる。五十キロなんていうもんじゃなく

なつてきたのです。したがって、大首都圏の動脈として、動脈の道路としてそれを検討し、それを実施するということのほうは最良なる方法であると思つて、将来を考えた場合には、もう一度建設大臣、菊池君なんかのことは聞かないで……。

○國務大臣(金丸信君) 先生のおっしゃられることも十分私にはわかりません。ですから、いまの時点において、いまのような考え方で道路をつくるということはいけません。そういう問題、そんなような考え方でいくということについては話は疎結だ。ですから、いろいろ創意工夫をして、対住民との合意も得ていけるというものができない限りやるわけにはいかない、こういうふうな御理解いただきたい、こう思います。

○田中一君 あとまだあるけれども、あととどっちも第七次計画がきますから、そのときにもう少し質問をいたします。

○委員(沢田政治君) 以上をもちまして、本件に関する質疑は一応終了いたします。

○委員長(沢田政治君) 次に屋外広告物法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○田中一君 自治省来ていますね。先に自治省のほうに聞いていきます。

かつてこの法律の一部改正があったときにも非常にやかましく聞いておつたんですが、公職選挙法との関係を明らかにしてほしいのです。たとえは、違反張り紙、立て看板の除去、それから罰金、この三つが選挙に関する問題になってくる。そうすると、公職選挙法による選挙の選挙の張り紙、これに対する届け出の義務なんか、申請の義務なんかがあるのかないのかという問題。むしろ衆議院選挙のように一定の場所に張りつけることにならない選挙もございまして、その場合どうなるのか、その点の関係を説明してほしいと思つてます。

○説明員(佐藤順一君) まず一般論から申し上げ

ます。屋外広告物法に基づく施行の権限は知事にあるわけでございます。公職選挙法の違反文書に対する措置の責任は選挙管理委員会にあるわけでございます。しこうして、選挙管理委員会のほうにありまして職員は、違法の文書図画、これを発見いたしました場合には、公職選挙法百四十七条の規定によりまして撤去の命令を出すというたてまえになつております。それに対して、伺いますと、屋外広告物法の施行という見地からは、知事がこれを除去するといふ規定があるようでございますが、しかし、この法律は、いろいろな面を条例で規定するようにされておるようでございます。そして条例で適用除外の規定がございまして、公職選挙法関係で掲示できる文書について適用除外をされている面があるといふふう聞いておりますので、その面につきましては、もう一度立ち戻りまして選挙管理委員会の職責に移つてまいりるものもある、こういうふうな関係と理解いたしております。

○田中一君 憲法二十一条の出版と表現の自由というものを、政治活動というものがこれを非常に強く強調しているわけなんです、われわれは、政党というものがね。この関係はどうなりますか。というのは、たとえば愛国党という政党があるんですが、これはのべつやたらに違反張り紙をしていくことは、もうわれわれ常に目につくところなんです。これを取り締まらなければならないのかどうか、あるいは、これに対して除去命令を出しているのかどうか、これは自治省でわかるでしょう。東京都呼ばないでもあなたわかつていまして、どういふことをしているかというところは、そういう関係はどうなんですか。あれは政党であるから憲法二十一条にあるように自由に張られるんだというふうな認識を持つていられるのか、どつちなんです。

○説明員(佐藤順一君) 公職選挙法は、選挙に關連して選挙運動ないしは選挙の際の政治活動が公正に行なわれるといふことを目的として規定をいたしております。したがって、公正確保のため必要最小限度の規定、制限を設けていまして、こう考えられます。それに対して、いまお尋ねの具体の例でございますが、率直に申しまし

て、手元に資料がございませんで状況はつまびらかにいたしておりませんが、しかし御指摘の問題ないしはその時点というものが国政選挙の時期ではない、通常の時期でございましていたしますならば、やはり議員おっしゃいましたとおり、政治活動についてはできるだけ自由にとりかかると、一方にあることは御承知のとおりでございまして。

○田中一君 これは都市局としては、今回の張り紙等の問題は、どういふ認識をもって提案されているんですか。政治活動と選挙、この二つに分けて説明してほしいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 今回の改正の第一点、改正の中の一つとして、従来張り紙だけにしか適用されてなかった屋外広告物のうちで、張り札及び立て看板につきましても、長期間放置され、管理されていないというふうなものにつきましても、一々代執行の手続を経ることなく、直接知事あるいはその命を受けた職員が除却できるという点がございまして。この点につきましても、御質問の政治活動あるいは選挙というところを通じて、思想の表現の自由であるとか政治活動の問題というところは、憲法上最も重要なものとして尊重されるべきこととよりでございまして。しかしながら、今回の私どもの改正案で御提案申し上げている内容というものは、いわば立て看板と申されているような、張り紙などに準ずる程度の軽易なものでありまして、しかも非常に違反の実態が多く、代執行を一々やっておるといふことになりますとその煩にたえないというところから、従来もこの種の違反広告物が非常に目立ちまして、市街地の美観、風致を著しく害しているというところがございますので、非常に重要なそういう思想の表現の自由であるとか政治活動あるいは選挙というふうなことにございまして、今回の改正によるような規制ということはやむを得ないではないか。もちろん、先ほど申しましたように、屋外広告物法そのものを公職選挙のためのビラ、ポスターのたぐいには適用しないよう指導しておりますので、各県の条例においてもそのように規定されて

ておりますので、選挙期間中の公職選挙法によるビラのごときは、事実上はこの法律は適用されておられないこととございまして。

○田中一君 そうすると、選挙活動でビラ張りをすると、これを撤去する時期というものは、これは選挙活動でビラ張りをする場合に永久に張っていてもいいということになるの。

○政府委員(吉田泰夫君) 選挙活動のためのポスターなどというものは選挙の告示から選挙当日までのことでありまして、もちろん、その後になれば、その期間中に張られたものといえども広告物法の、あるいはその条例の対象となるというわけでございます。

○田中一君 よく吉田君も知っているとおり、最近ずいぶん赤い入った田中内閣打倒なんというビラが張ってあるでしょう。あれは条例による申請を受けて許可を受けて張っているものという認め方をしているんですかどうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 一々の実態を把握しておりますので一がいに申せませんが、おそらくは許可を受けたものもあり、あるいは受けられないものもあると考えております。

○田中一君 許可を受けずに張った場合、張った行為、張っている品物そのものに対する罰則というものは適用するの。それとも、どういふことになるの。張るという行為をした者を罰するの。罰金というものがありませんから。それとも、ビラの内容によって、これは田中一のビラだなどというときには田中一を罰するの、どういふことなの。

○政府委員(吉田泰夫君) 屋外広告物法に基づく条例によって罰則の適用を受けますのは、張りました者というか、そのポスターを表示した者というところとございまして、これがなかなか把握しづらい場合もありますが、ポスターの表示その他から、たとえば無許可で張ってはならないところ、張ったという者がはつきりわかれば、その人を対象として追及していく、こういうこととございまして。表現の内容そのものという意味ではなく

て、張るべき場所、張ってはならないような場所に張ってあると、こういうような場合のこととございまして。

○田中一君 申請するには手数料を払わなければならぬから、許可を受けると。そうすると、手数料というものはどういふ意味の手数料なのか。張っている場所と張って悪い場所とはおのずから条例で定めてあります。けれども、たとえば東電の持っている電柱に東電から許可を受けて張った。許可が前提ですね、所有者の。その場合には、東電から許可を受けましたと申すので、それで都のほうには若干の手数料を払う、こういうことになっていくようにするが、それはそのとおりでいいですか。手数料を払うというのはいくらことなんでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 手数料は、地方自治法の規定を受けてまして広告物条例で規定されておりましたが、それを根拠に徴収しているわけとございまして、ポスター、張り紙、張り札のたぐいのもは、通常、たとえば一枚につき二円といった比較的少額のものでありまして、もっと大きな看板になりますと、それに応じて一件当たり高くなっておりますが、要は、許可に要する事務手数料、あるいは広告物規制その他の広告物行政を行なう、その許可物件を含めまして、そういう行政を行なうために必要な手数料と考えております。

○田中一君 東電の電柱に張る場合には東電は料金を徴収します。取るのです。これは財源の一つになつておられます。けれども、それを許可する許可しないの問題は、それは正当に、張っていい場所に張った場合、これは東電に払うのは使用料で、結局、けれども、都が行政上手数料を届け出によって取る、大きな看板はたくさん取る、小さい看板は安いというふうなことは、その発想というものはどこからきているのか。行政上のいろいろな費用がかかるからというところなのか。それは市民税を払っている、いろいろな諸税を払っているから、当然のこつちの権利だ、やる必要何もない。また、それが常にそういう届け出をして行なわれ

ておる、たとえばポスターなりビラなりが私は少ないと見ているのです、事実。多いと見えてないのですよ、正しく行なつておると思つてないの。そうすると、手数料を取るといふことはどういふことなのか。その発想は何なのか。これも自治省に伺つてもいいのだけれども、どういふことと手数料を取るのか。その財産を持っている人に料金を払うならこれはいいと思うのです。その行政官庁が他人の財産にビラ張るんだと申す。手数料を取るといふ考え方がどこからきているかというのを聞きたいのです。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるとおり財産権を主張させるといふような意味の使用料でないことは明らかでございます。広告物法及び条例では、全然法律の許可対象にもしない、無条件にいけないという場所も定めてあれば、ある一定の場所あるいは一定の物件につきましてもは知事の許可を受ければ広告物を張り出してよろしい、無許可ではないかというふうな規定もあるわけとございまして。問題の許可手数料というものは、その許可にかかると、地方自治法二百二十七条によりまして、「地方公共団体の事務で特定の者のためにするもの」と、こうありますが、結局、ある特定の人に、普通ならば禁止されている広告物の掲出を特に許可してその禁止を解除する、こういう特定の行為を行なうわけでありまして、もとより、それに伴つてある程度の事務費その他がかかるわけとございまして、そういうこともあわせ考えまして手数料を取る妥当な根拠が出てくるものと考へます。

○田中一君 これは、自治省のほうにお願いしますが、一体この手数料が、東京都がどのぐらい年収があるかお調べ願いたいと思うのです。件数がどのぐらいあるのか。ちょっとどうも空文にすぎないのじゃないかと思つたのです。どの地区に五十枚張りましますと二百枚張つたって、一々検査して、確認して歩くわけにいかないでしょう。どう

全国に約六千六百業者と見込まれます。もちろん大きなものから小さなものまであるわけですが、この屋外広告業者につきまして届け出を採用したいと存じております。これは登録というわけではなくて届け出といたしましたが、その理由は、登録という場合には、これは許可というほどではありませんけれどもややそれに近く、つまりその登録を受けなければ営業ができない、その一般的な営業の禁止を登録ということによって解除するという意味合いになりますので非常に許可に近い。やはり表現の自由から特殊な業種でありますので、その点を勘案いたしまして、無登録営業は禁止するという意味合いでは登録というところを使うことは行き過ぎではないか。しかしながら、屋外広告業者が実際上、屋外広告物のあり方について支配的な力を持っているわけがございますから、この業者を少なくとも十分に把握し、かつ、その把握したに基づきまして特に行政指導を強化していくことが、法律あるいは条例で禁止とか許可というものを規定し、これを厳重に励行することのほかに、あるいはそれ以上に効果があるのではないかと考えまして、そういうことで届け出制を考えたわけでございますので、したがって、これは登録等に伴うような特別の資格要件というものが格別必要ではなく、届け出れば受理しないということもない、しかしながら、とにかく届け出はしてもらいたい、こういう規定にいたしましたわけでございます。

○田中一君 講習会ではどういふことを受講するの。
○政府委員(吉田泰夫君) この講習会といたしましては、やはり営業所単位には専門のその講習会修了者を置いてもらいたいということでございまして、いわば営業所単位の責任者という者が最小平限持っていていただきたい知識というものを講習したいと考えております。届け出制程度のものに対応する講習会でありまして、そう長時間かけて深く掘り下げるような講習会というのもオー

パーだと思えますが、最小限度の知識というものを把握してもらいたい。私も現在考えておりますのは、この屋外広告物の趣旨が美観、風致の維持と、公衆に対する危害防止ということでありまして、この二つの目的、趣旨というものを十分理解してもらおうということでありまして、そういう観点から見ますと、少なくとも屋外広告物に関する法律あるいは条例あるいは関連する規定、法令等の知識というものを覚えておいてもらいたい。それから、屋外広告物の表示の方法、これも条例等に規定があることが多いわけですから、そういう条例で最小限定められていることを守らなければならぬ、もう少し積極的にいいますと、そういう方法とすることを勉強してもらおう、表示の方法とすることを勉強してもらおう。それから、屋外広告物については簡単な張り紙のようなものがありますけれども、相当な工事を伴う、施工ということが伴うものがありますので、こういうものについても勉強していただきたい。そういうようなものを含めまして、大体三日間ぐらいの講習会が適当ではないかと考えております。

○田中一君 これは屋外広告物というものの従業員というか、これは電気も知らなければならぬ、ガスのことでも知らなければならぬ、大工さんのことも知らなければならぬ、ブリキ屋のことも知らなければならぬ、たいへんな幅の広い講習を受けなければならぬと思っております。むしろ法律を知らなければならぬことは当然のこと。これ、どんなことを何日間やるという、そんな短時間でできつこないですよ、あらゆるものを知らなかつたら、屋外広告バラエティーに富んでいるから、いろいろなものがあるんだから。それは、そういうことのできる技能者を置かなければならぬことになる、資格でもつくらなければしょうがないじゃないですか。講習じゃなくて資格をつくつて、屋外広告士でも何でもつくらなくちゃしょうがないじゃないですか。あらゆるものを知らなければできませぬよ、これ、専門家というものは、どう考える。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるとおり、この屋外広告物、したがって、その屋外広告物業という業態も非常に大から小、複雑なものから簡単なもの、幅があるわけでございます。御指摘のように、その一番、最も大きな、あるいは高度の技術を要するようなものになりますと、これは相当の熟練した技術、経験、知識を持たなければならぬことは当然でありまして、そのすべてをこの屋外広告物法にいう講習会によって満足させるということはとうていできないわけでありまして、しかしながら、その場合には別途、たとえば業者としては建設業法の許可が要するだろうと思われまじ、あるいは建築基準法の確認を受けなければならぬというところになって、そういう各法令からくる資格、免許、許可等のものが、必要に応じて、業者としてあるべきは従事する者として要請された制度になっておられると思います。私どもは非常に大から小までである屋外広告物の、しかも届け出といつた程度の軽易な事態に対応させて、条例で講習会修了者の設置義務を課する場合には、先ほど申した程度の基礎知識を最低限修得した者をもって足りるということにすることが適当であると考えております。

○田中一君 どちらみちこれは地方に委任して、これによって地方で条例をつくるのだけれども、標準の条例の案を出していただきたい。それを見ればわかるでしょう。いま吉田君の説明だけじゃ、どうも、どんなことやってどういふ人を養成するのかちょっとつかみにくい。地方にやらすのでしようから、地方に、さっき言った標準条例、そういうものをつくって渡してあると、それをひとつこの次の委員会に出してください。そうして、結局それがなくなっちゃ商売できないんだと書いてあるんだね。支店、出張所にもいなくちゃだめだよと、こうなっておりますね、法律案は。そうなる、どういふ程度の人を、どういふぐあいに持つていくのか、これは非常に営業の条件としてむずかしいものだと思う。それから罰則ですね、罰金というのは標準でどのくらい取る

つもりでいるのか、それも大体、案があるでしょう。それもひとつ一緒に出していただきたい、次の委員会まで。
○政府委員(吉田泰夫君) 罰金につきましては、条例で十万円以下の罰金ということになるわけですが、標準条例として考えておりますものを次回に提出させていただきます。
○田中一君 十万円以下の罰金、ずいぶん幅が広がけれども、ポスター一枚でも十万円以下の罰金になるんですね。その点はどういふふうにならうか、それを出していただきたい。それからもう一べん質問することもあります。
○委員長(沢田政治君) 本法律案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十四分散会
四月六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、千葉・東金道路(計画路線)の変更等に関する請願(第一一五号)

第一一五号 昭和四十八年三月二十七日受理
千葉・東金道路(計画路線)の変更等に関する請願
請願者 千葉市大宮台四ノ一三三三宮台自治会内 川島キチ子
紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。
四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案
道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

(道路整備緊急措置法の一部改正)
第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項、第三条第一項及び第四条中「昭和四十五年度」を「昭和四十八年度」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)
第二条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項中「昭和四十五年度」を「昭和四十八年度」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)
第三条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十三年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下「改正前の法」という。)

第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業(昭和四十七年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十八年度以後の年度に繰り越したもの)により行なう道路整備事業を含む。は、第一条第

一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

四月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、公有水面埋立法の一部を改正する法律案

公有水面埋立法の一部を改正する法律案
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第一条 第三項中「又ハ都市再開発法」を「都市再開発法又ハ新都市基盤整備法」に改める。

第二条に次の二項を加える。
前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

一 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所
二 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域
三 埋立地ノ用途
四 設計ノ概要
五 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

前項ノ願書ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添付スベシ
一 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面
二 設計ノ概要ヲ表示シタル図書
三 資金計圖書
四 埋立地(公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク)ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル図書

第三条を次のように改める。
第三条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトモニ前条第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラレベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
都道府県知事前項ノ告示ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ
第一項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得
市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議會ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス
第四条中「アルトキハ」の下に「第一項ノ規定ニ依ルノ外」を加え、「ヲ除クノ外」を「ニ非ザレバ」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。
都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ
一 国土利用上適正且合理的ナルコト
二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ十分配慮セラレタルモノナルコト
三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト
四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト
五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人が公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナラコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト
六 出願人が其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト
前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第五条中「前条」を「前条第三項」に改める。

第六条 第一項及び第八条中「第四条」を「第四条第三項」に改める。

第十一条中「其ノ事件ノ要領」を「第二条第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項」に改める。

第十三条 第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。
第十三条之二 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第三条 第四条第一項及第二項並第十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第四條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋立区域ノ縮少又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

第十二条に次の二項を加える。
都道府県知事前項ノ竣工認可ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村長ニ第十二條又ハ第十三條ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並関係図書ヲ送付スベシ
市町村長ハ前項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年ヲ経過スル日迄同項ノ図書ヲ其ノ市町村ノ事務所ニ備置キ関係人ノ請求アリタルトキハ之ヲ閲覧セシムベシ

第二十三條中「前条ノ竣工認可」を「前条第二項ノ日」に改める。
第二十四條第一項中「第二十二條ノ竣工認可」を「第二十二條第二項ノ告示」に、「竣工認可ノ日」を「告示ノ日」に改める。

第二十六條中「第百五條」の下に「(新都市基盤整備法第四十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え、「又ハ都市再開発法第八十七條第一項」を「都市再開発法第八十七條第一項又ハ新都市基盤整備法第四十條」に改める。

第二十七條を次のように改める。
第二十七條 第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継

第二十七條を次のように改める。
第二十七條 第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継

人当該埋立地ニ付所有権ヲ移転シ又ハ地上権、質権、使用貸借ニ依ル権利若ハ貸借借其ノ他ノ使用及収益ヲ目的トスル権利ヲ設定セムトスルトキハ該移転又ハ設定ノ当事者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 権利ヲ取得スル者ガ国又ハ公共団体ナルトキ
- 二 滞納処分、強制執行、競売法ニ依ル競売又ハ企業担保権ノ実行ニ因リ権利ガ移転スルトキ
- 三 法令ニ依リ収用又ハ使用セラルルトキ

都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

- 一 申請手続ガ前項ノ命令ニ違反セザルコト
- 二 第二條第三項第四号ノ埋立以外ノ埋立ヲ為シタル者又ハ其ノ一般承継人ニ在リテハ權利ノ移転又ハ設定ニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト
- 三 權利ヲ移転シ又ハ設定セムトスル者ガ其ノ移転又ハ設定ニ因リ不当ニ受益セザルコト
- 四 權利ノ移転又ハ設定ノ相手方ノ選考方法ガ適正ナルコト
- 五 權利ノ移転又ハ設定ノ相手方ガ埋立地ヲ第一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ從ヒ自ラ利用スト認ムラルコト

第二十八條中「前條第二項ノ登記ヲ為シタル」を削り、「設定又ハ讓渡」を「移転又ハ設定」に、「同條第一項」を「前條第一項」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有権ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年内ニ埋立地ヲ第一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

- 一 申請手続ガ前項ノ命令ニ違反セザルコト
- 二 埋立地ヲ第一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ供セザルコトニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト
- 三 埋立地ノ利用上適正且合理的ナルコト
- 四 供セムトスル用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

第三十條中「前二條ノ」を削り、「対シ」の下に「災害防止ニ関シ」を加える。

第三十二條第一項中「埋立ニ関スル工事竣功認可」を「第二十二條第二項ノ告示アリタル後第二十九條第一項ノ規定」に改める。

第三十三條中「埋立ニ関スル工事竣功認可後」を「第二十二條第二項ノ告示アリタル後第二十九條第一項ノ規定」に改める。

第三十六條第二項及び第三項を削る。

第三十九條中「一年」を「二年」に、「三千元」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第二十七條第一項ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第二十九條第一項ノ規定ニ違反シタル者

對スル第三十三條ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ命令ニ違反シタル者

第四十條中「二十千元」を「二十万円」に改め、同條第一号を削り、同條第二号中「第二十七條第二項ノ登記ヲ為シタル」を削り、同号を同條第一号とし、同號の次に次の一号を加える。

- 二 第二條第一項ノ免許ノ願書又ハ第二十七條第一項若ハ第二十九條第一項ノ許可ノ申請書ニ虚偽ノ記載ヲ為シテ提出シタル者

第四十條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 第二十三條但書ノ規定ニ違反シ工作物ヲ設置シタル者

第四十一條中「又ハ第二十九條」を削り、「百元」を「三万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十一條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十九條乃至前條ノ規定ニ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第四十二條第三項中「第三條」を「第二條第二項及第三項、第三條」に、「第十四條、」を「第十三條ノ二(埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ変更ニ係ル部分ニ限ル)乃至」に、「及第四十四條」を「並第四十四條」に改め、「但シ」の下に「第十三條ノ二ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ」を加える。

第四十七條に次の一項を加える。

主務大臣ハ政令ヲ以テ定ムル埋立ニ関シ前項ノ認可ヲ為サムトスルトキハ環境保全上ノ観点ヨリスル環境庁長官ノ意見ヲ求ムベシ

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律による改正前の公有水面埋立法(以下「旧法」という。)第二條の免許に係る埋立に、当該埋立に係る埋立地に関する処分制限及びこれに関する登記並びに当該埋立に係る埋立地に関する権利を取得した者の義務については、なお従前の例による。
- 3 旧法第二條の免許の出願をした者(同條の免許に関する処分を受けた者を除く。以下「旧法」による出願人」という。)が提出した当該出願に係る図書は、この法律による改正後の公有水面埋立法(以下「新法」という。)第二條第二

項又は第三項に規定する図書とみなす。

- 4 都道府県知事は、新法の適用上必要と認められる範囲内において、旧法による出願人に対し、図書の補完を命ずることが出来る。
- 5 旧法による出願人の出願に係る埋立については、新法第三條第一項中「遅滞ナク」とあるのは「公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)ノ施行後遅滞ナク」と、「前條第二項各号ニ掲グル事項」とあるのは「前條第二項各号ニ掲グル事項ニ相当スル事項」とし、新法第十一條中「第二條第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項」とあるのは「第二條第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項ニ相当スル事項」とする。
- 6 都道府県知事が旧法第三條の規定により意見を徴した旧法による出願人の出願に係る埋立については、新法第三條第一項の規定により地元市町村長の意見を徴することを要しない。
- 7 附則第二項の規定は旧法第四十二條第一項の承認に係る埋立について、附則第三項及び第四項の規定は旧法第四十二條第一項の承認の申請に係る図書について、前二項の規定は旧法第四十二條第一項の承認の申請をした者の行なう埋立について準用する。この場合において、附則第四項中「命ずる」とあるのは、「求める」と読み替へるものとする。
- 8 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
第三十七條第一項中「第二條」を「第二條第一項」に改める。
第五十八條第二項中「港灣区域内」の下に「又は港灣区域内の公有水面の埋立に係る埋立地」を加える。
- 10 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三百三十一条中「第二条」を「第一条第一項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

11 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第七号中「第二条」を「第一条第一項」に、「第二十一条の竣功認可を受けていない」を「第二十一条第二項の告示がない」に改める。

第三十三条第三項中「第二十一条の竣功認可を受けた」を「第二十一条第二項の告示があつた」に改め、「であつて同法第二十七条の処分の制限の登記がされているもの」を削り、「第二条」を「第一条第一項」に改める。

(海洋汚染防止法の一部改正)

12 海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「第二条」を「第一条第一項」に改める。